

独立行政法人日本学生支援機構の中期目標、中期計画

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。</p> <p>(前 文)</p> <p>進学率の上昇による学生の能力・適性や興味・関心の多様化、国際化の進展に伴う外国人留学生の増加などが進む中で、我が国の大学、高等専門学校及び専修学校専門課程(以下「大学等」という。)においては、多様な学生サービスや留学生に対する支援の充実により、次代を担う優れた人材を育成することが求められている。</p> <p>このため、教育の重視と学生中心の大学等づくりや留学生施策における質の重視を進めつつ、教育の機会均等、次代の社会を担う人材育成、国際的な相互理解の増進が図られなければならない。</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)は、我が国における学生支援の中核機関として、()学資の貸与その他の学生等の修学の援助や、()大学等が学生等に対して行う修学・進路選択等に関する相談及び指導についての支援、()留学生交流の推進を図るための事業など、日本人学生及び留学生に対する支援施策を総合的に行うことが期待されているところである。</p> <p>以上を踏まえ、機構の中期目標を以下のとおりとする。</p>	<p>(序 文)</p> <p>独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を定める。</p> <p>(基本方針)</p> <p>独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)においては、独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定められた目的を達成するために、大学等の共同利用的な機関となるよう適切に大学等と役割分担を行いながら、大学等の学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担いつつ、()学資の貸与、()留学生への学資の支給、()留学生寄宿舎等の設置及び運営、()日本留学試験の実施、()日本語予備教育の実施、()留学生交流推進事業、()大学等が学生等に対して行う相談指導業務に関する研修及び情報収集、()学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究、()その他これらに附随する業務を行う。</p>

中期目標	中期計画
<p>中期目標の期間 機構が実施する学生支援業務は、学資金の貸与や支給など、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標の期間は、平成16年4月から平成21年3月までの5年間とする。</p> <p>業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 業務の効率化 (1) 一般管理費等の削減 法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の効率化に努め、一般管理費（人件費を含む。）に関しては、平成15年度予算を基準として中期目標期間中、その16%以上を、その他の事業費（人件費を含み、学資金貸与業務費を除く。）に関しては、その9%以上を削減すること。</p> <p>なお、人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、併せて役職員の給与について給与体系の見直しを行うこと。</p> <p>また、学資金貸与事業についても、学資金貸与の業務執行に要する事務経費の削減、貸付金の回収率の向上による返還金の確保等に最大限努めることとし、学資金貸与業務に係る費用について、中期目標期間中、毎年度、対前年度3%程度以上の効率化に努めること。</p>	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務の効率化 (1) 一般管理費等の削減 法人統合のメリットを最大限に生かしつつ業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（人件費を含む。）に関しては、平成15年度予算を基準として中期目標期間中、その16%以上を、その他の事業費（人件費を含み、学資金貸与業務費を除く。）に関しては、その9%以上を削減する。</p> <p>なお、一般管理費及びその他事業費のうち、人件費（退職金、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）及び今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。）については「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成22年度の人件費を平成17年度の人件費に比べて5%以上削減することとし、中期目標期間においては3%以上の人件費を削減する。</p> <p>併せて、役職員の給与について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを行う。</p> <p>また、学資金貸与事業についても、学資金貸与の業務執行に要する事務経費の削減、貸付金の回収率の向上による返還金の確保等に最大限努めることとし、学資金貸与業務に係る費用について、中期目標期間中、毎年度、対前年度3%程度以上の効率化に努める。</p>

中期目標	中期計画
<p>(2) 外部委託等の推進 業務のうち、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託等の推進を図ること。 特に留学生宿舍の管理運営については、外部委託により、運営の効率化を図ること。</p> <p>(3) 業務・システムの最適化 奨学金貸与・返還・情報個別管理システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行うこととし、平成19年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定し公表すること。</p> <p>2 組織の効率化 (1) 適切な組織体制の構築等 業務執行が最も効率的・効果的に行えるよう、適切かつ柔軟な組織体制の構築及び職員配置を図ること。</p>	<p>(2) 外部委託等の推進 学資金貸与事業について 学資金貸与業務・返還金回収業務については、本部一元化、集中処理や、その他業務のより効率的・効果的实施に資する電算処理の改善・改修を計画的に推進するとともに、単純大量業務を中心に費用対効果を分析した上で、外部委託を進める。 特に返還金回収業務においては、中期目標期間中に、リレー口座(口座振替)加入率の改善や請求の早期化・充実を実現するため、外部委託による電話督促等の計画的拡大(平成15年度実績以上)を推進し、リレー口座加入率については新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</p> <p>留学生寄宿舍等の管理運営について 機構が整備・保有する留学生寄宿舍等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託することとし、併せて固定費について、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度1%以上の削減を図る。</p> <p>(3) 業務・システムの最適化 奨学金貸与・返還・情報個別管理システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、国の行政機関の取組に準じて、業務・システムに関する最適化を行うこととし、平成19年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定し公表する。</p> <p>2 組織の効率化 (1) 適切な組織体制の構築等 理事長の下に政策的、専門的、実務的観点から提言を行う「政策企画委員会」を設置する。また、広範多岐に渉る業務を機動的、総合的に掌理するために、企画・総合調整、業績の評価・分析、情報公開、危機管理対応等の機能を特に充実する。</p> <p>本部においては、その機能を企画・立案及び管理的機能に重点化し、業務処理の電算化、費用対効果をベースとした外部委託の推進等により合理的、効率的・効果的業務管理を進め、職員の計画的縮減を図る。</p>

中期目標

また、地方支部で実施する業務の執行体制についても必要に応じ見直しを図り、効率化・体系化を図ること。

(2) 適切な人事管理

職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置とし、職員の能力向上を図ること。

3 評価

業務の全般について、自己点検や外部評価を実施し、その結果を踏まえて業務運営等の見直しや改善を図ること。

中期計画

旧5法人の管理部門を一元化するとともに、留学生等支援を始めとした事業部門を集約し、機動的な業務運営を行うとともに、これまでのノウハウを共有し、業務の効率化を進める。

大学等における学生相談・指導業務の充実に資するため、研修事業、並びに様々な学生支援に関する情報の収集・提供を効率的に行う事務組織を整備する。

一方、支部においては、大学等や地域のニーズ、実情に即したきめ細かな良質のサービスを提供する地域ブロック拠点としての機能の拡充を進めるため、適正な管理の下で支部に対して本部の権限の移譲を行う。

(2) 適切な人事管理

明確な採用基準の設定と採用後のキャリアパスの整備、公正な人事評価と処遇制度の導入、能力・適性に応じこれらを伸張するための研修機会の確保、民間を含む広範な分野・関連組織との積極的な人事交流を行う。また、幹部職員への女性登用など幅広い人材の活用を図る。

これら人事基本計画の具体的な目標を早急に設定する。

3 評価

(1) 評価マニュアルの策定

中期目標、中期計画及び年度計画の進捗状況を適切に評価し、その結果を業務の改善に活かすため、分析・評価・改善のサイクルに関するマニュアルを策定する。

そのため、分析・評価のそれぞれについて業務分野ごとの事項・観点・評価方法を定め、年度ごとに見直し改善する。

(2) 自己評価・分析の実施

業務全般の適切な自己評価・分析を円滑に実施できるよう、事務組織等を整備し、自律的な評価・改善を図る。

また、支部には公聴モニターの機能を持たせ、絶えず大学等や地域のニーズに即した業務の充実に図る。

(3) 外部評価の実施

外部有識者等により構成する評価を行う委員会を設置する。評価の結果は、ホームページ等において国民に分かりやすい形で公表する。

これらの措置により、評価の客観性や業務運営の透明性を確保し、事業の見直しを含め、効率的・効果的な事業の実施に向けた改革・改善への取組を図る。

中 期 目 標

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 共通的事項

(1) 透明性及び公平性の確保

機構が学生及び留学生への各種の支援業務を実施するに当たっては、手続きの透明性及び公平性の確保を図るため、適切な審査基準及び審査体制等を整備すること。

(2) 広報活動の充実

事業全般にわたり、国内外の学生等に対する広報活動を充実すること。

(3) 情報公開の推進

事業全般にわたり、適切な情報公開を行うこと。

中 期 計 画

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

1 共通的事項

(1) 透明性及び公平性の確保

学資金貸与業務及び返還金回収業務については、法令に基づき公正な審査基準を定め、一層適正な運用を行う。留学生に対する支給業務についても、こうした措置に準じた対応を行う。

また、審査基準等については、透明性を維持する観点から常に公表できるよう情報公開の内容や方法を工夫するとともに、社会経済状況や大学等、学生等からの支援業務に対する意見等を反映したものとなるよう基準、体制等の見直し、改善を行う。

(2) 広報活動の充実

広報手段を紙媒体中心から、ホームページなど電子媒体中心に移行し、必要な情報にいつでもアクセスできる環境を整備することにより、ホームページの年間アクセス数1,400万件以上を確保する。

広報の対象を分類し、それぞれに適合した情報、伝達手段を効果的に活用できる方法を開発する。

その場合、マス媒体の活用や学生等へのきめ細かな相談・問い合わせへの対応に留意する。

組織内部の情報把握とデータ管理、上記情報公開機能の支援などの体制の整備とともに、人材の育成を行う。

支部においては、モニター機能の導入などにより公聴・広報の充実を図る。

(3) 情報公開の推進

事業全般にわたりその内容を的確、積極的に公開するため、複数の有識者による「情報公開委員会」を設置し、体制を整備するとともに、個人情報保護に関する関連法令等に留意しながら情報公開基準を明確に定め、これを公開する。

情報公開並びに個人情報保護を専門に所掌する部門を設置する。

業務の公正、明解さ保持のため、各業務のマニュアル化を推進するとともに、職員の意識向上を図るために、研修を充実する。

中 期 目 標

2 学資の貸与その他援助

学生等への学資金貸与事業については、教育の機会均等及び優れた人材の育成という観点から、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、以下のような点に留意し、実施すること。

また、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、貸与業務のより一層の効率化・合理化を図ること。

(1) 情報提供の充実

学資金貸与機会の拡充の観点から、貸与する学資金の種類、貸与条件等について、インターネット等による情報提供を充実すること。

(2) 諸手続きの改善、効率化

諸手続きの改善、効率化により、大学等及び学生等の学資金貸与申請等に係る事務負担を軽減するとともに、手続きの迅速化を図り、大学等からの推薦等受付から採用決定等までの所要日数について、中期目標期間中、一層の短縮を図ること。

(3) 回収率の向上

学資金貸与事業は、返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、回収率を向上させるため、学生等の返還意識の涵養、口座振替による返還の推進を図ること。

また、返還金回収業務について、外部委託による業務効率の推進を図りつつ、延滞した場合における督促の強化、連帯保証人等への適切な請求、必要に応じた適切な法的措置などを講ずること。

中 期 計 画

2 学資の貸与その他援助

(1) 情報提供の充実

貸与する学資金の種類、貸与の条件等について、広く学生等に周知するとともに、ホームページ等における情報提供の充実を図る。この際、ホームページにおける必要な情報の更新は、迅速に行う。

(2) 諸手続きの改善、効率化

諸手続きの簡略化、電算化など事務処理方法の開発、推進を図ることなどにより、大学等からの推薦等受付から採用決定等までの所要日数について、中期目標期間中、一層の短縮を図る。

奨学金の申請等を電子的に受け付ける「スカラネット」の利用促進を図り、もって大学等・学生等の利便性向上等に資する。なお、大学等の「スカラネット」利用率を平成15年度実績以上とする。

年度当初における継続者等の早期交付について、実施に向けた検討を行う。

(3) 回収率の向上

奨学生の返還意識の涵養を図るため、創意工夫のある適切な教材開発を進めるとともに、大学等と連携し、募集説明会や返還説明会等において返還の重要性に係る指導を徹底する。また、各大学等に対する延滞状況の通知、大学等での窓口指導や学校長名の文書送付の依頼を行うなど、各大学等を通じた返還指導の徹底を図る。

リレー口座による学資金の返還を推進するため、各大学等における新規卒業者に対する加入指導の徹底、外部委託による架電督促の活用による加入促進などを行うことにより、リレー口座加入率を中期目標期間中に新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。

また、リレー口座による返還を行う者のうち、残高不足などにより振替不能となった者に対する督促架電を外部委託等により強化する。

中期目標

(4) 機関保証制度の導入

学生等の自立を支援する観点から、連帯保証人及び保証人の制度に加えて、機関保証制度を導入すること。なお、その運用に当たっては、人的保証制度との選択制とすることを基本とするとともに、保証料の水準や支払方法等に配慮するなど、奨学生の経済的負担等に対する教育的配慮を十分行うこと。

中期計画

延滞者の実情や連絡先把握の徹底に努め、1年未満の延滞者について、延滞1回目から督促状を送付するとともに、架電督促を徹底する。また、連帯保証人・保証人に対しても督促状を送付するなど、請求行為の強化、早期化を図る。

1年以上の延滞者全員を対象として、返還指導を含む個別請求行為を実施する。返還指導に当たっては、返還者の生活実態等を踏まえ、分割返還の活用など返還方法の弾力化を図ることにより、適切な指導を行い、確実な回収を行う。また、併せて原則1年以上の延滞者全員を対象として、法的処理を前提とした請求行為を徹底し、必要に応じ、裁判所を通じた支払い督促申立、強制執行など延滞者（連帯保証人・保証人を含む）に対する法的措置を早期に実行する。

学資金の回収については、毎年度、以上～の措置を含めた適切な回収計画を作成し、前年度実績を上回る回収目標を定めることなどにより、確実に回収を行う。特に新規返還者の初年度末の返還率について、中期目標期間中に95%以上に向上させる。

(4) 機関保証制度の導入

適切な保証機関を確保することにより、平成16年度新規奨学生から人的保証と機関保証とを選択することができるようにする。なお、海外留学のための有利子学資金の貸与については、人的保証と機関保証の双方の保証を受けることとする。

保証機関が行う主要業務である（ ）保証審査管理、（ ）保証料・保証残高管理、（ ）保証履行管理及び（ ）求償権回収管理並びに（ ）計数管理のうち（ ）～（ ）について保証機関との連携を密にしながら電算プログラムの開発を行うほか、保証依頼、保証料徴収、保証変更等の関係業務の追加・変更を円滑に処理する。

大学等、学生等に対して、保証機関と連携し、機関保証制度の趣旨を適切に広報し、理解の促進を図る。

中期目標	中期計画
<p>(5) 適切な適格認定の実施 大学等と連携し、学資金の貸与を受けている者が学業不振等の場合の学資金貸与の廃止・停止等の基準(ガイドライン)の一層の周知を図るなど、適切な措置を講じること。</p> <p>(6) 返還免除・猶予制度の適切な運用 優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除をはじめ、学資金の返還の猶予・免除については、対象となる者の基準を明確なものとするとともに、運用に当たっては、客観性、公平性の確保に十分留意すること。</p> <p>3 留学生への学資の支給その他の援助</p> <p>(1) 留学生の質の確保への留意 留学生への学資金の支給その他の援助は、厳正な選考及び大学等との連携を図ることにより、留学生の質の確保に留意して行うこと。</p> <p>(2) 諸手続きの改善、効率化 諸手続きの改善、効率化により、大学等及び留学生の学資金支給申請等に係る事務負担を軽減するとともに、手続きの迅速化を図り、申請から支給までの所要日数を平成15年度実績以下とすること。</p> <p>(3) 国費留学生等に係る支給業務の円滑化 国費留学生制度及び長期留学生派遣制度等に係る学資金支給業務については、国や大学等と連携を図り、円滑な支給を行うこと。</p> <p>(4) 私費留学生に対する支援 私費による留学生に対し、大学等及び日本語教育機関における学習を奨励するため、学資金の給付等の経済的な支援を行うこと。また、学生交流の推進を図るため、大学間交流協定に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流について、学資金の給付等の経済的な支援を行うこと。</p>	<p>(5) 適切な適格認定の実施 奨学生に対する適格認定の実施に当たっては、学業不振等の場合の学資金貸与の廃止・停止等の取扱い基準(ガイドライン)の一層の周知を図るとともに、当該基準該当者に対しては、学資金の貸与の廃止・停止等の措置を適切に講ずる。その際、大学等における補導の状況を的確に把握するため、大学等との十分な連携に努める。また、より合理的・効果的な実施方法について検討を開始する。</p> <p>(6) 返還免除・猶予制度の適切な運用 優れた業績を挙げた大学院生に対する学資金の返還免除をはじめ、学資金の返還の猶予・免除の決定に関しては、基準の公正、明解な運用等を図るため、できるだけ具体的かつ明確な適用基準を含む関係規程を早急に整備し、公表・周知を図る。また、対外的な説明責任を明確にするため、結果についての情報公開等による適切な措置を講じる。</p> <p>3 留学生への学資の支給その他の援助</p> <p>(1) 留学生の質の確保への留意 留学生への学資金の支給その他の援助については、日本留学試験や大学等における成績等を資料として活用するなど、支給する留学生の質の確保に留意して行う。</p> <p>(2) 諸手続きの改善、効率化 申請項目の見直し等事務の簡素・合理化や事務処理の電算化を行い、申請から支給までの所要日数を平成15年度実績以下とする</p> <p>(3) 国費留学生等に係る支給業務の円滑化 国や大学等との連携を密にしながら、学籍管理等の情報管理を適切に行うほか、支給事務の合理化を図りつつ、円滑な支給を行う。</p> <p>(4) 私費留学生に対する支援 私費留学生の経済的支援のため、学習奨励費の支給を行う。また、大学間交流協定に基づく短期留学や大学間コンソーシアムによる交流を推進するため、奨学金の給付等の支援を行う。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(5) 医療費補助の見直し 医療費補助については、国民健康保険制度との適切な役割分担を図る観点から、事業の実施方法等について見直しを行うこと。</p> <p>4 留学生寄宿舍等の設置及び運営等</p> <p>(1) 計画的な施設整備 適切な改修等により施設機能の維持向上を図るとともに、長期的視点に立ち計画的に施設整備を行うこと。</p> <p>(2) 入居者に対するサービスの向上等 留学生寄宿舍における入居者へのサービスの向上や相談・カウンセリング等を充実するとともに、留学生寄宿舍を拠点とした地域との交流事業を推進すること。その際、入居者にアンケートを行い、70%以上の者から肯定的な評価を得ること。</p>	<p>(5) 医療費補助の見直し 留学生の医療費補助の実情等を踏まえて、国民健康保険加入資格のない滞在1年未満の短期留学生に配慮しつつ、補助対象者や補助額の見直しを行う。</p> <p>4 留学生寄宿舍等の設置及び運営等</p> <p>(1) 計画的な施設整備 全国的な宿舍ニーズ及び大学等による整備計画を含む宿舍提供の取組等に関する実情調査を行い、長期的な整備計画を検討する。 当面は、既存の老朽化した留学生寄宿舍等の改修等を行う。</p> <p>(2) 入居者に対するサービスの向上等 留学生寄宿舍運営に当たっては、管理業務の受託業者を留学生のニーズに適切に対処できるよう配慮して選定し、きめこまかな良質のサービスを提供する。 その際には、入居者の日常的な生活相談等に適切に応えるサービスを向上させることとし、地域の実情に応じてボランティア等を含むこれらのサービス人材を配置する。</p> <p>留学生寄宿舍等を有効に活用する観点から、地域ボランティア等との連携・協力による質的に充実した多様な国際学生交流プログラムや地域住民、地方公共団体との共催による地域交流プログラムを企画・実施する。</p> <p>地域交流事業などの拠点としての役割を強化するため、業務に支障のない範囲で関係機関を含む諸団体等一般の様々な活動施設として提供し、併せてその稼働効率を向上させる。各留学生寄宿舍等における年間稼働率を平成15年度比で中期目標期間中平均25%向上させる。</p> <p>入居者に対し施設利用に関する調査を新たに行い、対象者の70%以上から肯定的な評価を得られるようにするとともに、また、調査から得た意見・要望結果をサービス向上に生かす。</p> <p>上記活動に関する事例集の作成を行い、関係機関に提供する。</p>

中 期 目 標

(3) 留学生宿舎建設等への助成

留学生のための低廉かつ良質な宿舎の確保のため、地方公共団体等が行う留学生宿舎の建設等に対し、助成を行うこと。

また、助成対象の留学生宿舎の運営状況については、適切に把握すること。

5 日本留学試験の実施

(1) 試験の質の向上等

日本留学試験は、国内外において一斉に実施され、多くの大学が留学生の入学者選抜の一環として利用しているものであり、試験の公平性や信頼性を確保し、適正に実施すること。特に、良質の問題を作成するため、問題作成の体制の整備を図ること。

(2) 利活用の拡大

我が国への留学希望者にとって利用しやすい試験となるよう、海外の実施国・都市の数を15年度実績(9か国・12都市)以上とすること。また、本試験を利用した渡日前入学許可が拡大するよう、大学等に対する広報等を充実すること。

6 日本語予備教育の実施

(1) 教育内容等の改善

学生のニーズ等を適切に踏まえ、教育内容や教育方法の改善を進めること。また、修了者にアンケートを行い、教育内容等について、70%以上の者から肯定的な評価を得ること。

中 期 計 画

(3) 留学生宿舎建設等への助成

地方公共団体等から申請があった場合には機動的に対処できるよう体制の整備を進める。

留学生の宿舎ニーズ、各地域の住宅や家主の状況、大学・地方公共団体・民間企業等の協力の実情等を総合的に考慮して低廉で良質の宿舎を効率的に確保できるよう「指定宿舎事業」の見直し、改善を行う。

5 日本留学試験の実施

(1) 試験の質の向上等

得点等化・標準化、海外実施の場合の複数問題準備、試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に引き続き努める。また、出題後の問題分析、利用大学の改善意見の聴取、「日本語教育センター」との連携強化等、試験問題の質の向上のための方策を具体化する。

(2) 利活用の拡大

試験の海外の実施国・都市の数を平成15年度実績以上とする。

大学等への広報活動の充実等を工夫し、渡日前の大学等入学許可の件数を60大学を目標にその拡大を図る。

試験の利活用に関する広報を推進するとともに、「日本留学フェア」の機会や支部の機能を活用して計画的に情報提供、利用促進を図る。

6 日本語予備教育の実施

(1) 教育内容等の改善

国費留学生のほか、政府派遣留学生、国際機関、公的な奨学団体等からの奨学生及び私費留学生を広く受け入れ、質の高い教育を提供する。また、準備教育課程を希望する学生、非漢字圏からの学生、大学院への進学を希望する学生、基礎教科の予備教育を希望する学生等の受入れ等に配慮する。

予備教育の質の向上のため、教材開発、進路別・能力別クラスの編成、施設設備の充実等を図る。また、国費留学生の教育に当たっては、少人数教育の実施を図るため必要な措置を講ずる。また、予備教育修了者の満足度に関する調査を新たに行い、対象者の70%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

中 期 目 標

(2) 日本理解の促進

将来、日本と各国との友好促進のリーダーとなりうる人材の育成を目指し、教育の一環として、日本人各層との交流等を通じ、日本の文化、事情等の日本理解を促進すること。

7 留学生交流推進事業

(1) 留学情報提供・相談機能の強化

留学生交流推進のため、留学情報センター等における我が国及び海外への留学に関する情報の収集・提供、相談の充実を図るとともに、ホームページの内容の充実を図り、留学に関する照会件数及びホームページへのアクセス件数を平成15年度実績以上とすること。また、「日本留学フェア」の開催、事務所の設置など海外における情報提供・相談機能の強化を図ること。

中 期 計 画

海外の高等教育機関及び予備教育機関等との連携、指導、協力を促進するため、外国人日本語教員の現職研修、教授法・カリキュラムの指導・助言及び教材の提供等活動の質的向上を図る。

(2) 日本理解の促進

日本人各層との交流事業として、「日本語教育センター」の留学生及び卒業生を対象に、日本の小・中・高・大学生、社会人との交流事業、ホームステイ等への積極的参加を推進する。

7 留学生交流推進事業

(1) 留学情報提供・相談機能の強化

支部2か所において留学情報の提供や相談業務を充実し、留学情報センターのサテライトとしての機能を強化する。また、留学情報センターの利用の拡大を図るため、開館時間の延長や利便性の高い場所での相談活動の実施等により、活動の充実を図るとともに、本部との連携を密にホームページ等による学生等及び大学等に対する情報提供機能を高める。その際、留学に関する照会件数及びホームページへのアクセス件数を平成15年度実績以上とする。

このほか、留学生交流に関する事項について、広く大学等の教職員に情報提供等を行うため、月刊「留学交流」を発行する。

海外留学情報と併せて現地での入学案内等を総合的に提供するサービス機関として、海外事務所の体制を整備する。

その際には、元日本留学生や日系企業の広報スタッフ等現地での適材を確保するよう工夫する。

「日本留学フェア」の開催などにより留学情報の提供の機会を充実する。その場合、特に日本への留学生の少ない地域の中からも対象地域を選んで、重点的に留学情報の提供を行う。

東京国際交流館の国際交流拠点としての機能の一層の活性化、様々な活動、行事のための利用率を高めるため、利用料金の見直しや周辺施設との協働等経営的発想を強化し経営効率を改善向上させる。中期目標期間中に年間稼働率(利用日数/利用可能日数)を平成15年度比で50%増する。

中期目標

(2) 国際的なセミナー等の開催
国際的なセミナー、シンポジウム等の開催等により、留学生交流の推進を図ること。

(3) 帰国留学生に対するフォローアップの充実
留学生交流の意義を高めるため、帰国留学生のデータベースの作成等により、留学生の帰国後のフォローアップを充実すること。

8 大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供

(1) 学生支援担当教職員に対する研修の充実
大学等において学生支援業務を担当する教職員に対するテーマ別研修会を全国又は地区毎に開催するとともに、研修内容の充実を図ること。その際、各研修会の参加者にアンケートを行い、70%以上の者から肯定的な評価を得ること。

(2) 学生支援関連情報の収集・提供等の充実
転学、就職、ボランティア活動、メンタルヘルスなど、学生等の修学、進路選択、心身の健康等に関する情報・資料の収集・提供等の充実を図ること。

中期計画

(2) 国際的なセミナー等の開催
留学生の適切な就労、居住環境に関する理解促進、地域ボランティア活動を通じた地域との交流、国際セミナー等様々な事業を企画・実施する民間団体等への支援を行う。

国内外の大学等教育機関と共同して様々な専門分野について意見を交換し、また交流親善を図るなど開発途上国の開発人材養成への協力を行う国際交流セミナー等の取組を支援する。

(3) 帰国留学生に対するフォローアップの充実
母国で教育、学術研究等に携わる帰国留学生に対して、再来日して出身大学等で研究の機会を与え、留学効果の向上を図る支援プログラムを推進する。

8 大学等が学生等に対して行う相談・指導業務に関する研修及び情報提供

(1) 学生支援担当教職員に対する研修の充実
大学等学生支援担当教職員に対するスキルアップ研修の内容を充実するために、体系的な研修プログラムを開発し、関係機関とも連携して以下の研修会を全国又は地域ごとに効果的に実施する。また、各研修会に参加した教職員の満足度に関する調査を新たに行い、対象者70%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

- ()学生指導関連の研修会
- ()学生相談関連の研修会
- ()就職指導関連の研修会
- ()修学指導関連の研修会
- ()留学生交流関連の研修会

(2) 学生支援関連情報の収集・提供等の充実
学生支援に関する事項を中心としつつ、高等教育に関する事項について、広く大学等の教職員の理解の促進を図るため、月刊「大学と学生」を発行する。

大学等における学生支援の充実に資するため、()カウンセリング等の学生相談に関する情報、()インターンシップや就職指導等に関する情報、()転学等に関する情報、()心身に障害を持つ者等への支援に関する情報など、学生支援に関する有益な活動事例等の情報を効率的・効果的に収集し、各大学等に対して、提供するとともに、学生支援情報データベースの構築等の基盤整備を計画的に推進する。

中期目標

9 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究

国の施策等に反映させるため、学生及び留学生の生活費や収入状況、民間等の奨学金事業の実施状況等に関し、調査研究を行うこと。また、調査研究の成果については、広く公開すること。

中期計画

学生のボランティア活動に関する情報を収集し、ガイドブック等により提供するとともに、体験ボランティア・ボランティアセミナー等を企画し、実施する。

学生等の就職機会均等の確保と就職指導の充実を図るため、学生支援業務担当教職員及び企業の採用担当者を対象とする就職ガイダンスを全国規模で年2回開催する。また、参加者の満足度に関する調査を新たに行い、対象者の70%以上から肯定的な評価を得られるようにする。

学生支援を効率的、効果的に行う方法として、地域単位で大学等が連合してサービスの提供、各種交流事業を行う学生支援組織(コンソーシアム)形成の動きがあるものについては、支部を拠点にこうした動きに対する協力を行う。

9 学生等の修学環境の整備方策に関する調査及び研究

(1) 学生等の生活実態等に関する調査研究の実施

国の施策等に反映させるため、学生の生活費や収入状況等の生活実態、奨学事業の実情、各種学生支援ニーズの状況に関する基礎調査を行う。

学生支援に関する内外の関係機関との連携を強化し、情報入手のチャンネルの拡大や迅速化を図るとともに、共同研究を推進するなどして活動の深化を図る。

(2) 学籍簿管理に関する調査研究の実施

学校閉鎖等のため管理が行えなくなった大学の学籍簿管理については、引き続き関係機関と連携・協議しながら、機構の役割について調査、研究を進める。

(3) 心身に障害を持つ者等への支援方策に関する調査の実施

心身に障害を持つ者の高等教育への進学、高齢者を含む生涯学習人口の増加に対応した新たな支援分野の開拓を進めるために、関係機関と連携しながら支援情報の蓄積(データベース構築を含む。)を行う他、支部に非常勤のモニターを配置する等、広く新分野のニーズの発掘、調査を含む対応を進める。

中期目標	中期計画
<p>10 その他附帯業務</p> <p>高校生等に対する学資金の貸与事業については、平成17年度入学生からは都道府県において事業が実施されることから、都道府県に対する技術的援助、助言、情報提供などを適切に行うこと。</p> <p>財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 収入の確保等</p> <p>寄附金等の外部資金や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図ること。</p> <p>また、学資金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努めること。</p> <p>(2) 業務における固定経費の節減</p> <p>業務実施に当たっては、節約を行うとともに、効率的な業務運営を行うこと等により、固定経費の節減を図ること。</p> <p>(3) 学資金貸与事業における適切な債権管理の実施</p> <p>学資金貸与事業については、民間基準に準拠した債権分類基準による債権分類を推進し、債権の適切な管理を行うとともに、中期目標期間中の学資金の回収率を高め財務基盤の健全性を図ること。また、これまでの回収実績等を踏まえ、適正な貸倒引当金を計上すること。</p>	<p>10 その他附帯業務</p> <p>(1) 高校奨学金事業の都道府県への移管の円滑な実施</p> <p>高校生等に対する奨学金の貸与・返還のモデルシステムの開発を行い、希望する都道府県に提供する。また、事務担当者を対象とする技術的助言等を行うための説明会等を主催するなどして、平成17年度以降の都道府県による高校奨学金事業が円滑に開始できるよう協力する。</p> <p>(2) 学生等の旅客運賃割引証に関する業務の円滑に実施する。</p> <p>(3) 学生支援の推進のため、広報活動と連携しながら、学生等の教育研究交流活動等を支援する寄附金事業を実施する。</p> <p>予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 収入の確保等</p> <p>留学生寄宿舍の館費及び「日本語教育センター」の入学金・授業料等については、機構の事業運営における財源の一部として適切にこれを確保し、運営費交付金による収入と合わせて効率的な予算執行に努める。</p> <p>寄附金の募集を行うとともに、寄附金を財源とした事業を実施する。</p> <p>学資金貸与事業においては、財投機関債の計画的な発行等により適切な自己調達資金の確保に努める。</p> <p>(2) 業務における固定経費の節減</p> <p>既存業務のスクラップを含む大胆な見直しを行う他、情報化の推進及び外部委託の拡大等運営管理業務の合理化、縮減を進める。</p> <p>また、留学生寄宿舍等の管理運営については、利用者の特性、サービスの質の確保に配慮しながら、これを充足する要件を備えた者に委託することとし、併せて固定費について、中期目標期間中、毎事業年度、対前年度1%以上の削減を図る。</p> <p>(3) 学資金貸与事業における適切な債権管理の実施</p> <p>学資金の回収率を向上させるため、民間基準に準拠した債権分類基準による債権分類を推進し、債権の適切な管理を行うほか、架電督促等業務の外部委託の拡大や、延滞債権管理システムの整備、学資金返還者の延滞状況等に配慮した返還計画の策定、指導・助言等により、返還金回収の体制を一層強化・充実する。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(4) リスク管理債権の割合の抑制 中期目標期間末において、要返還債権に占めるリスク管理債権（3月以上の延滞債権）の割合を無利子学資金については、8.5%以下、有利子学資金については8.0%以下とする。</p>	<p>貸倒引当金については、延滞の今後の推移を的確に把握し、独立行政法人会計基準に沿って適正な評価を行った上で、これを計上する。</p> <p>(4) リスク管理債権の割合の抑制 中期目標期間末において、要返還債権に占めるリスク管理債権（3月以上の延滞債権）の割合を無利子学資金については、8.5%以下、有利子学資金については8.0%以下とする。</p> <p>(5) 予算 別紙のとおり</p> <p>(6) 収支計画 別紙のとおり</p> <p>(7) 資金計画 別紙のとおり</p> <p>短期借入金の限度額</p> <p>学資金貸与事業において、第二種学資金の財源とするための短期借入金の限度額は、6,300億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、75億円とする。</p> <p>重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>重要な財産の処分等に関する計画はない。</p> <p>剰余金の使途</p> <p>決算において剰余金が発生したときは、学生支援に関する業務の充実、広報活動の充実、職員の研修機会の充実等に充てる。</p>

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設・設備の整備については、本部施設の整備を含め、長期的視点に立って推進する。</p> <p>(2) 人事管理（定員管理、給与管理、意識改革等）、人事交流の適切な実施により、内部管理業務の改善を図る。</p>	<p>その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画 機構の業務を総合的かつ円滑に実施するための本部施設その他必要となる施設の整備について検討する。 また、全国的な宿舍ニーズ及び大学等による整備計画を含む宿舍提供の取組等に関する実情調査を行い、長期的な整備計画を検討する。当面は、別紙のとおり既存の老朽化した留学生寄宿舍等の改修等を行う。</p> <p>2 人事に関する計画 (1) 方針 明確な採用基準の設定と採用後のキャリアパスの整備、公正な人事評価と処遇制度の導入、能力・適性に応じこれらを伸張するための研修機会の確保、民間を含む広範な分野・関連組織との積極的な人事交流を行う。また、幹部職員への女性登用など幅広い人材の活用を図る。 これら人事基本計画の具体的な目標を早急に設定する。</p> <p>(2) 人事に係る指標 中期目標の期間中、事務の集中化等の効率化、定型的業務の外部委託推進などにより計画的な合理化減を行い、人員を抑制する。 （参考1） 期初の常勤職員数 542人 期末の常勤職員数の見込み 500人 （参考2） 中期目標期間中の人件費総額見込み 25,633百万円</p> <p>(3) 専門性の強化、人材の育成 幅広い分野における専門的な能力を有する者の中途採用及び任期付任用等の実施の具体化について検討を行い、採用計画を策定する。 職員の能力・適性に応じ、これらを伸張するための研修計画を作成し、実施する。 職員の資質の向上を図るため、国、国立大学法人、公益法人等と幅広く人事交流を行う。</p>

（注）中期計画における表中、-(5)、(6)、(7)及び-1の別紙については省略。